

ロンザ・サプライヤー行動規範（以下「行動規範」という。）

会社概要

Lonzaの活動は、多種多様な産業において、多くの人々の生活に影響を及ぼしています。これらのステークホルダーからの信頼と信用を維持するためには、Lonzaの価値観が世界中で一貫した適切な行動に反映されるようにする必要があります。

Lonzaは、当社とそのステークホルダーの長期的な成功を確保するために、イノベーションと経済的、社会的、環境的な持続可能性を推進します。Lonzaは、すべての事業活動において持続可能性と脱炭素化に取り組み、最高の倫理基準を維持することを目指しています。

コンプライアンス

当社のサプライヤーは、より健康的な世界を実現するという当社の目的を果たす上で重要な役割を果たしています。

ロンザ・サプライヤーは、適用されるすべての国際的、国内的及び地域的な法律及び規制、契約上の合意、並びに国際的に認知された環境、社会及び企業統治基準を完全に遵守して事業を行わなければなりません。

当社は、サプライヤーが、ロンザ社の事業所を含む全世界の事業所において、本規範、およびロンザ社からサプライヤーに随時交付されるその他の方針に定めるすべての原則と期待を厳格に遵守し、順守することを期待します。

本規範に定める期待は、国連グローバル・コンパクト・イニシアチブ、国際労働機関の原則と宣言、国際人権章典、世界的なレスポンシブル・ケア®プログラム、および当社が加盟するレスポンシブル・ソーシング・イニシアチブの原則に沿ったものですが、

これらに限定されるものではありません。

ロンザは、質問書、文書審査及び/又は実地監査の形式で、サプライヤーが本行動規範を遵守しているかどうかを（ロンザ又は選択された第三者により）評価し、是正措置を要求する権利を留保します。

ロンザは、本行動規範を遵守していない行為や状況に気付いた場合、権利サプライヤーとの権利を有します。

本行動規範は、ロンザおよびそのサプライヤーが、契約上、またはそれぞれの内部ガバナンス文書を通じて、より具体的で厳格な要求事項を独自に定めることを妨げるものではありません。

当社は、本規定を随時更新することがあります。本規範の最新版を読み、理解し、遵守することは、個々のサプライヤーの責任です。

この規約の最終更新は2023年10月である。

目次

1. 倫理	3
2. 労働と人権	4
3. 労働安全衛生	5
4. 環境	6
5. ガバナンス&マネジメント・システム	6
6. 用語集	7

1. 倫理

サプライヤーは、倫理的かつ公正な方法で事業を行い、誠実に行動することを約束します。サプライヤーは以下のことを行うものとする：

a. 独占禁止法と公正競争

- 自由で公正な競争に合致し、適用されるすべての競争法、独占禁止法、および貿易法、規則、規制を遵守し、公正な事業慣行を用いて事業を行う。

b. ビジネス・インテグリティ、腐敗防止、贈収賄防止

- いかなる形態の汚職、恐喝、横領贈収賄、資金の不正使用にも関与しない。
- ビジネス上の優位性を不当に獲得または保持する目的で、ビジネス上または行政上の関係において、直接的または間接的に、有価物を提供、勧誘、または受領しない。
- ただし、現地の慣習および適用されるすべての法律、規則、規制に従った、金銭的価値の乏しいプレゼントまたは販売促進用の贈答品は除きます。
- は、英国贈収賄防止法（UK Bribery Act）および米国海外腐敗行為防止法（US Foreign Corrupt Practices Act）を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての腐敗防止法および贈収賄防止法を完全に遵守して活動を行う。

c. 国際貿易管理

- 国連（UN）、米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control）の規則、米国輸出管理規則、2002年英国輸出管理法、欧州連合（EU）、およびスイスの規則を含むがこれらに限定されない含む、適用されるすべての貿易制裁法（）を遵守する。
- 禁輸国、国、禁輸対象者、または政府ブラックリストに制限された事業活動または取引を行わないこと、または政府機関によってブラックリストに関与する取引を。
- 上記のような国際法や国際基準を損なう活動への加担を防ぐため、透明性とアカ

ウンタビリティを確保し、強固なデューデリジェンス手続きを採用する。

d. 利益相反

- Lonzaとの契約上の義務を履行する際には、潜在的または実際の利益相反を回避し、管理するために合理的な注意を払うこと。
- 実際の利益相反または潜在的な利益相反が発生した場合、影響を受けるすべての関係者にできるだけ早く通知する。

e. 鉱物の責任ある調達

- ロンザに供給される製品に、武装集団や深刻な人権侵害の加害者に直接的または間接的に資金を提供したり、利益を与えたりする採掘活動に由来する金属や鉱物、またはその派生物が含まれていないことを保証すること（紛争鉱物）。
- 紛争鉱物に関するLonzaのパブリックポリシーステートメント、ならびにサプライヤーが従う適用法または規制が定める必要なデューデリジェンスを実施しカスタディの連鎖および鉱物の採取、取引、取り扱い、輸出の状況を明確にし、紛争鉱物に関するリスクを特定し評価すること。

f. 原産国

- ロンザが要求した場合、ロンザに提供された原材料の出所及び原産地を示す情報を開示すること。

g. データプライバシー、データセキュリティ、知的財産

- 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation "GDPR"）が適用される場合、またはその他適用される国内法を遵守し、提供された機密情報および個人データ（以下、総称して「データ」）を適切に収集、保管、使用するために、あらゆる技術的および組織的措置を実施および維持すること。サプライヤー、その従業員、およびその顧客のデータが委託された場合、データは、合意された目的に従って、適用されるすべての法律を遵守し、権限を与えられた個人または当事者によってのみ評価され、使用されな

ければなりません。EU、スイス（CH）、または英国市民の個人データを扱うサプライヤーは、データ保護法またはプライバシー保護法の規制が緩やかな国に配送する場合、EU、CH、または英国の法律または規制の遵守が保証されることを保証しなければならない。Lonzaは、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）を全世界で遵守することを約束します。Lonzaは、サプライヤーにのと同じ厳格なコンプライアンスを期待します。

- Lonzaの書面による事前の同意なしに、一般に入手可能な資料または広告において、Lonzaの社名、関連会社の、製品名、または会社に関する特定可能な情報を使用しないこと。
- h. 懸念事項の特定**
- 職場で不正行為や違法行為があった場合、脅迫、ハラスメント、報復の恐れがなく、秘密保持のもとで懸念を共有できるよう、従業員に報告手段（法律で認められている場合は匿名）を奨励し、提供すること。
 - そのような報告を調査し、適切な是正措置を講じる。
 - Lonzaの業務遂行に影響を及ぼす可能性のある、または本人およびLonzaの評判に悪影響を及ぼす可能性のある法的調査、行動、または起訴について、Lonzaに通知すること。

サプライヤーまたはサプライヤーの従業員が、Lonzaまたはその従業員による法令またはLonzaサプライヤー行動規範の違反の疑いについて懸念を表明することを希望する場合は、compliancegroup@lonza.com宛てに電子メールを送信するか、Lonza Ethics & Compliance Hotline (www.lonzaethicshotline.com)をご利用ください。多言語対応のEthics & Compliance Hotlineは、オンラインまたは電話でアクセスすることができ、24時間年中無休で世界中の国別フリーダイヤルに対応しています。倫理・コンプライアンス・ホットラインは、第三者通報サービスによって運営されています。法律で認められている場合、匿名にす

ることも可能です。すべての報告は厳格な守秘義務をもって管理されます。

2. 労働と人権

サプライヤーは、労働者の労働権と人権を擁護し、労働者を尊厳と尊敬をもって扱うことを約束する。サプライヤーは以下のことを行うものとします：

a. 公正な待遇

- 非人道的な扱いや虐待行為（従業員に対する体罰や肉体的懲罰、性的虐待、セクシャルハラスメント、精神的または肉体的な強制、言葉による虐待など）がなく、そのような扱いを受ける恐れがない職場を従業員に提供する。

b. 公正な労働時間、賃金、福利厚生

- 労働時間、最低賃金、時間外賃金、法定福利厚生に関して適用されるすべての現地法を遵守し、公正な報酬方針を追求する。報酬と手当は、現地の生活状況に応じた生活賃金の確保を目指すべきである。
- 適用される国内法および国際労働機関（ILO）の基準に従って、賃金の計算方法、時間外労働の要件、およびその時間外労働に対して支払われる賃金を従業員に通知する。
- 懲戒事由による賃金控除を禁止する。
- 適用される法律に従い、従業員が雇用主を自由に退職する前に、働いた分の給与を期限内に全額支払う。

c. 結社の自由と団体交渉権

- 差別、契約解除、報復、脅迫、嫌がらせを恐れることなく、自由に結社し、選択した組合に参加し、代表を求め、苦情を提出し、法的違反の疑いを報告し、労働者評議会に参加する権利を、現地の法律で定められている通り尊重すること。法律が制限的である場合、サプライヤーは、会議、専門委員会、労働者通信など、労働者が経営者との対話を維持するために採用する他の合法的手段を妨げてはならない。この問題は、実施すべき最も適切な是正措置を見出すために、集団的な決定を下すために協議することもできる。

- 職場や報酬に関する問題を解決するために、従業員が会社の経営陣と自由に、オープンに、直接コミュニケーションを取り、関与することを奨励する。
- 従業員代表が報復や差別を恐れずにその役割を行使できるよう、不利益を与えない。

d. 無差別

- 人種、国籍、肌の色、宗教、配偶者の有無、性的指向、性自認または性表現、信条、年齢、性別、身体障害、退役軍人の地位、または適用される法律で定義される類似の特性や階級に基づく差別を、従業員およびいかなる方法においても行いません。
- 全従業員が差別的行為を報告できるようなチャンネルや手段を用意し、アクセスできるようにする。

e. 自由に選択できる雇用（人身売買、児童労働、強制・義務労働）の禁止

- 国際労働機関（ILO）の労働基準、特にILO強制労働条約（第29号）およびILO強制労働撤廃条約（第105号）に沿って、強制労働、囚人労働、年季奉公労働、拘束労働、その他の形態の奴隷および／または隷属を含む、非自発的労働または罰則の脅威の下で行われる労働を禁止する。
- 事業活動におけるあらゆる児童労働の利用と形態を回避し、国連グローバル・コンパクトの原則、特に国連児童の権利条約、国際労働機関（ILO）の労働基準、特に1973年のILO最低年齢条約（第138号）、1999年のILO最悪の形態の児童労働条約（第182号）、ILO-IOEの「ビジネス向け児童労働ガイダンスツール」、OECDの「責任ある企業行動のためのガイダンス」に沿って行動する。就労年齢の引き上げや義務教育を定めるなど、現地の法律がより厳しい場合は、そちらが優先される。

f. 外部ステークホルダー 人権

- ステークホルダーの人権を尊重すること事業を展開する地域社会やサプライチェーン上流で働く労働者など、社外のステ

ークホルダーの人権を尊重することを約束する。その際、人権擁護者、先住民、その他社会から疎外された人々や社会的弱者など、リスクのある個人または集団の人権尊重に特に重点を置かなければならない。

3. 労働安全衛生

サプライヤーは、従業員、顧客、訪問者、請負業者、下請け業者、およびその活動によって影響を受ける可能性のある他の人々に対して、安全で健康的な労働環境を提供することを約束します。環境に対するサプライヤーは以下のことを行うものとします：

a. 労働者の健康と保護

- 労働者を、職場および会社が提供する居住区での肉体的に過酷な作業による、化学的、生物学的、物理的危険への過度の曝露から保護する。
- 安全で清潔かつ衛生的な職場環境を提供する。これには、最低限、職場および会社が提供する居住区に、適切な数のトイレ、食堂、飲料水、適切な照明、安全な温度、換気、衛生設備を設けることが含まれる。
- 事故や傷害のない職場環境を作り、その活動に伴う職業病や健康問題の発生を予防し、安全でない状況を特定して是正し、健康で安全な環境に向けて職場環境の継続的改善に取り組むことを目的とした方針を実施する。

b. 緊急事態への備えと対応

- 職場および会社が提供する居住区における緊急事態を特定・評価し、適切な緊急計画および対応手順を実施することにより、その影響を最小限に抑える。

c. プロセスの安全性

- 化学的・生物学的プロセスによるリスクを特定し、火災や爆発を防止するための具体的なプログラムを含め、化学物質や生物学的薬剤、その他の物質の壊滅的な放出を防止または対応するための管理プロセスを備えている。

d. リスク情報とトレーニング

- 特定された職場のリスクおよび医薬品化合物や医薬品中間体を含む危険物質に関する安全情報を従業員および請負業者に提供すること。
- 安全情報に関するトレーニングを提供する。

4. 環境

サプライヤーは、環境への悪影響を最小限に抑えるため、環境に対して責任ある効率的な方法で業務を行うことを約束します。サプライヤーは以下のことを行うものとする：

a. 環境認可

- 適用されるすべての環境規制を遵守すること。必要なすべての環境許認可、ライセンス、情報登録および制限を取得し、運用および報告要件に従うこと。

b. 廃棄物と排出

- 人の健康または環境の健康に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物、廃水、または排出物は、環境に放出する前に、これには、環境中への活性医薬品の放出の管理も含まれる。

c. 流出とリリース

- 環境への偶発的な流出や放出を防止し、緩和するためのシステムを備えていること。環境リスクをもたらす偶発的な事象に対処するため、緊急時の手順と要員が整備されていること。

d. 天然資源保護、生物多様性、気候保護

- 効率を高め、天然資源（水、エネルギー源、原材料など）を保護し、可能な限り有害物質の使用を避け、再利用とリサイクルに取り組む。
- 生物多様性の保全に貢献するための対策を講じ、森林破壊を含む土地、海洋、淡水の劣化を回避し、それに対処する。
- 明確な目標と改善方針により、継続的な環境改善を確実にし、実証する。
- 環境および気候変動に配慮した製品、プロセス技術および／またはサービスの開発と使用に取り組む。

- パリ協定の目標および当社のResponsible Sourcingウェブサイト (<https://www.lonza.com/sustainability/responsible-sourcing>)で入手可能なロンザの最新の気候変動目標に沿って、自社の事業によって直接（スコープ1）および間接（スコープ2）に引き起こされる温室効果ガス（GHG）排出量を削減するための科学的根拠に基づく目標を設定する。
- バリューチェーン（スコープ3）で発生するGHG排出量の測定と報告を継続的に改善する合理的な努力を行い、できればパリ協定の目標に沿った削減目標を設定する。
- 代表的な製品またはサービスのカーボンフットプリントがある場合は、ロンザに提供すること。

5. ガバナンス&マネジメント・システム

サプライヤーは、組織全体で効果的なガバナンスと管理システムを確立し、運用することを約束する。サプライヤーは以下のことを行うものとする：

a. 社内文書と規律

- 本行動規範に含まれるすべての領域、およびロンザが提供する可能性のあるその他の方針の遵守を保証するために必要な方針、規則、手順、ツール、および指標を確立している。
- サプライヤー、従業員、コンサルタント、請負業者、下請業者が、それぞれの権利と責任を認識するようにする。
- 会社の規則に違反した従業員に対し、懲戒処分を行うことができる。ただし、罰金、体罰、ハラスメント、品位を傷つける行為、屈辱を与える行為は禁止する。

b. トレーニングと能力

- 本サプライヤー行動規範、適用される法令、および一般的に認められた基準に規定されている、適用される事項に関して、適切なレベルの知識と理解を得られるよう、管理職と従業員を支援するための適切な研修プログラムと手段を開発、実

施、維持すること。

- 本規範に規定されている原則に違反した場合、全従業員が報告できる苦情処理チャンネル／メカニズムを設置し、アクセスできるようにする。

c. 情報と継続的改善

- ロンザまたはロンザが選定した評価/監査パートナーに対し、サプライヤーのスクリーニング、評価、監査、および商業交渉の過程で、真実の情報を提供すること。サプライヤーは、ロンザ及び当社のために働く第三者に対して、完全に透明でなければなりません。
- 本行動規範が扱うすべての分野のリスクを定期的に特定、評価、管理する仕組みを導入し、業績目標を設定し、事業継続計画を実行し、Lonzaまたはその他の顧客の要請に応じて、内部または外部の評価および監査により特定された不備に対して必要な是正措置を講じることにより、継続的な改善へのコミットメントを示すこと。

d. 原則の伝達と不遵守の通知

- 本規範に規定された自社のサプライヤーと下請業者に伝えるため、最善の努力を払うこと。
- サプライヤーが、そのサプライチェーンが本規約の条項または原則に違反している、または違反している可能性があることを認識した場合、サプライヤーは直ちにLonzaに通知し、是正措置を提案するものとします。

6. 用語集

価値のあるもの

現金、家族への贈り物、借金免除、ローン、個人的な好意、接待、食事、旅行、政治献金、慈善献金、ビジネスチャンス、医療などが含まれる。

貿易制裁の適用源

国連

米国財務省外国資産管理局の制裁規定
米国輸出管理規制

2002年英国輸出管理法
欧州連合（EU）

贈収賄

不適切なビジネス上の利益を得るために、価値のあるものを与える、提供する、または約束することを意味する。

利益相反

利益相反は、サプライヤーの従業員または請負業者の個人的または家族的な利害、活動、または関係が、事業にとって最善のことを行うという客観性を妨げる場合に生じます。

紛争鉱物

紛争鉱物に関するLonzaの[公式声明](#)をご覧ください。

デューデリジェンス

企業が、環境、社会、ガバナンスに与える実際および潜在的な悪影響を特定し、評価し、予防し、緩和し、その対処方法を説明するための、継続的かつ積極的・事後的なプロセス。

危険物

[国連欧州経済委員会](#)が作成した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」で定義されている。

国際人権規約

[国際人権章典とは](#)、国連が制定した人権に関する国際条約（世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約）の名称である。

国際労働機関（ILO）

[国連機関であるILOは](#)、国連加盟187カ国の政府、使用者、労働者をまとめ、労働基準を設定し、政策を策定し、すべての被雇用者のためにディーセント・ワークを促進するプログラムを考案している。

ILO条約は、基本的人権、最低賃金、労使関係、雇用政策、社会対話、社会保障など、

社会・労働問題を幅広くカバーしている。

[最低年齢条約（第138号）](#)

[最悪の形態の児童労働条約（第182号）](#)

[強制労働条約（第29号）](#)

[強制労働廃止条約（第105号）](#)

経済協力開発機構（OECD）

[OECD](#)は、より良い生活のためにより良い政策を構築するために活動する国際機関である。

[OECDの「責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス」](#)は、企業の事業活動、サプライチェーン、その他の取引関係に関連する可能性のある、労働者、人権、環境、贈収賄、消費者、コーポレート・ガバナンスに関連する悪影響を回避し、対処するためのデューデリジェンス措置の実施に関する実践的な支援を企業に提供するものである。

レスポンシブル・ケア世界憲章（レスポンシブル・ケア）

化学物質のライフサイクル全体を通じて安全に管理し、生活の質を向上させ、持続可能な開発に貢献する化学物質の役割を推進する、世界の化学業界の統一的なコミットメント。

[レスポンシブル・ケア - 国際化学工業協会協議会](#)

責任ある調達

責任ある調達を決定する際に、高い社会的、環境的、ガバナンス的、倫理的基準を維持することを約束することです。

[責任ある調達 | ロンザ](#)

[責任あるサプライヤーツールキット | ロンザ](#)

サプライヤー

サプライヤーとは、Lonzaおよび/またはその子会社に、あらゆる種類の商品、原材料またはサービスを提供する法的または自然的な第三者⁽¹⁾、および当該第三者のサプライヤー、委託製造業者、臨時労働者または

下請業者を指します。

¹サプライヤー、原資材メーカー、再包装業者、滅菌業者、販売業者、ベンダー、コンサルタント、代理店、請負業者、下請け業者、アドバイザー、派遣労働者を含むが、これらに限定されない。

スイス責任ビジネス・イニシアチブ（SRBI）対案

[スイス責任ある企業イニシアチブ 対案](#)は、スイス企業に対し、特に児童労働と紛争鉱物に関するデューデリジェンスと報告義務を遵守するよう求めている。

国連グローバル・コンパクト（UNGC）

[国連（UN）](#)が主導し、普遍的な持続可能性の原則（「[国連グローバル・コンパクトの10原則](#)」としても知られる）を実施し、[持続可能な開発目標などの](#)国連目標を支援することをCEOが約束することに基づく自主的な取り組み。

すべての商標は、ロンザ社もしくはその関連会社、またはそれぞれの第三者所有者に帰属します。ここに記載されている情報は、最新の科学的・技術的知見に基づくものであり、正確なものであると信じています。しかしながら、その正確性、またはかかる情報の使用から得られる結果については、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行わないものではありません。製品によっては、すべての市場で、あるいはあらゆる種類の用途で利用できるとは限りません。使用者は、Lonza Group Ltdが供給する製品およびLonza Group Ltdが提供する情報および推奨事項が、(i) 意図するプロセスまたは目的に適していること、(ii) 環境、衛生および安全に関する規制を遵守していること、(iii) 第三者の知的財産権を侵害しないことを自ら判断し、納得しなければなりません。

2023 ロンザ

ロンザグループ

ミュンヘンシュタイナー通り38

CH-4002 バーゼル

スイス

www.lonza.com